# 第 2 回 白河市・表郷村・大信村合併協議会 追加提案資料

1 協議第11-3号 新市の名称について【協定項目3】

日時 平成16年7月22日(木)午後1時30分

場所 白河市役所 正庁

## 協議第11-3号 継続協議

新市の名称について【協定項目3】

新市の名称募集要項(案)及び新市の名称選定基準(案)について、別紙のとおり提案する。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会 会長 白河市長 成 井 英 夫

## 新市の名称募集要項(案)

#### 1.募集の目的

- (1)住民の合併に対する関心の喚起を図る。
- (2)合併に対する住民参加の推進を図る。
- (3)広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約を図る。

#### 2.募集の内容

合併新市にふさわしい名称を募集する。

#### 3.募集の基準

- (1)「白河」・「表郷」・「大信」の名称は募集の対象とする。
- (2)「白河」・「表郷」・「大信」以外の名称で、既に全国に存在する市町村名と同じ表記(読み方も含む)の市名は募集の対象としない。
- (3)合併による新しい市の名称は、常用漢字、ひらがな、カタカナ又はその組み合わせを使用し、漢字の場合は、必ずふりがなを付けること。
- (4)読み書きが容易な名称で、次のいずれかがイメージできる名称とする。

新市が地理的にイメージできる名称

新市の特徴を表す名称

新市の歴史・文化にちなんだ名称

新市を対外的にアピールできる名称

住民の理想や願いを表した名称

その他新市としてふさわしい名称

### 4. 応募の条件

(1)応募資格

白河市、表郷村、大信村の住民で小学生以上の者

(2)応募方法

応募方法は、下記の方法とする。ただし、応募回数は1人1点限りとする。

専用応募はがき(募集チラシ)

官製はがき

ファックス

インターネット

#### (3)記載内容

応募の際には、下記の項目を明記すること。

新市名称(漢字の場合はふりがなを付ける)

名称の理由

応募者の住所

応募者の氏名

応募者の年齢

応募者の性別

応募者の電話番号

#### 5.募集期間

平成16年8月1日(日)から平成16年8月31日(火)までとする。

締切り当日の消印有効。ホームページ、ファックスの場合は、締切り当日の17時までに到着したものが有効。

#### 6. 応募先

(1)送付先

〒961-0908 福島県白河市大手町3番地の8

白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局

FAX 0248-27-1266

(2) 専用投函箱設置場所

白河市役所、表郷村役場、大信村役場及び白河市各地区行政センター3市村の公民館、図書館及び保健センター

(3)専用メールフォーム(合併協議会ホームページ)

http://www.shirakawa.ne.jp/~gappei/

#### 7. 発表

合併協議会において、新市の名称が決定された後、3市村及び合併協議会の広報紙、 合併協議会ホームページで発表する。

## 8.懸賞

- (1)大賞 1名
  - 「5万円相当の商品券または図書券」
  - ・新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名を決定する。
- (2)準賞 4名
  - 「1万円相当の商品券または図書券」
  - ・最終候補となった新市の名称の5作品のうち、大賞に決定した作品以外の4作品の応募者の中から抽選により各1名を決定する。

#### 9. その他

(1) 広報活動

合併協議会、3市村広報紙へ掲載

合併協議会、3市村ホームページへ掲載

専用応募はがき(募集チラシ)を3市村全戸に配布

専用応募はがき(募集チラシ)を白河市役所、表郷村役場、大信村役場及びそれぞれの主な施設に配置

(2)作品の帰属

応募された新市の名称に関する一切の権利は、白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局に帰属するものとする。

(3)選定基準

「新市の名称等に関する小委員会」において、別に定める。

## 新市の名称選定基準(案)

#### 1.選定基準

新市の名称は、下記の条件を満たしているものとする。

- (1)合併による新しい市の名称は、常用漢字、ひらがな、カタカナ又はその組み合わせを使用し、漢字の場合は、必ずふりがなを付けること。
- (2)読み書きが容易な名称で、次のいずれかがイメージできる名称とする。

新市が地理的にイメージできる名称

新市の特徴を表す名称

新市の歴史・文化にちなんだ名称

新市を対外的にアピールできる名称

住民の理想や願いを表した名称

その他新市としてふさわしい名称

- (3)名称の理由が明確なものであること。
- (4)公序良俗に反する名称でないこと。
- (5)長すぎる名称でないこと。

#### 2. 選定方法

選定基準を満たしている名称から、下記の方法により新市にふさわしい名称を選定する。 なお、応募数等については、新市の名称選定の参考に留めるものとする。

## 小委員会選定

#### 第1次選定

各委員が、新市にふさわしい名称を3点以内選定する。

#### 第2次選定

第1次選定により選定された名称から、小委員会の協議により5点を選定する。 なお、協議により選定ができない場合は、各委員が無記名投票(各委員1票)に より新市にふさわしい名称を得票数により選定する。

小委員会選定により選定された名称について、それぞれ選定理由を付して協議会へ報告する。

#### 協議会選定

## ・最終選定

小委員会より報告を受けた5点の新市名称の候補をもとに協議会での協議により 新市名称を選定する。

#### 新市名の取扱いに関しての問い合わせに対する総務省の見解

- 1 すでに全国に同一または類似の市町村が存在する場合
  - (1) 同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮城県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし) 静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし)

- × 表記が同じ場合は不可。
- (2) 異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市(せんだいし) 鹿児島県川内市(せんだいし) 佐賀県鹿島市(かしまし) 茨城県鹿嶋市(かしまし)

(3) 同一または類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町(みずほまち) 岐阜県瑞穂市(みずほし) 岐阜県池田町(いけだちょう) 大阪府池田市(いけだし) 全国的にみて、現在も同様の事例がある。

- 2 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合 【例】ALPS 山梨県南アルプス市 理由が明確であれば可。
- 3 略字及び算用数字等の使用
  - (1) 「ヶ」の使用

【例】青ヶ島村など

- (2)「0123456789(数字)」の使用
  - × 日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。
- (3) 「々」の使用

【例】小佐々町など

4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】京都府八幡市(はちまんし) (やわたし)

埼玉県幸手市(こうでし) (さってし)

高知県宿毛市(しゅくげし) (すくもし)

新市名を告示する場合に、読みがなをふればよい。

- 5 その他市の名称としてふさわしくないもの
  - ・公序良俗に反する名前
  - ・長すぎる名前
  - ・現在使用していない漢字を使用した名前

# 「新市の名称」選定までのスケジュール(案)

